

令和5年9月30日

札幌芸術の森クラフト工房

令和5年6月実施木工房利用者との意見交換会に向けた 事前アンケート実施結果について（概要）

1 議案書及び事前アンケートの発送

- (1) 発送部数 160 通
- (2) 回収状況 45 通・回収率約 28%
- (3) 参 考 議案書 別添 1
事前アンケート（様式） 別添 2

2 工房利用者様からのご意見（抜粋）

- ※ []内はご意見数。
- ※ 安全管理上、対応できないご意見は割愛させていただいております。
- ※ 事前アンケートは、予め公開について案内しておりませんでしたので、匿名性に配慮して掲載しておりますことをご了承ください。

(1) 議案に対するご意見（概要）

- ① 木工房の昼休憩時間の設定について [5]
 - ・ 作業時間が減少するので一斉昼休憩には疑問有。
 - ・ 個人の都合により急ぐ場合などは、昼休憩無しで利用したい。
 - ・ 職員は休憩時間にして良いが、安全上の道具使用制限付きであっても作業は続けたい。(例えば電動工具は禁止／手工具のみ可／刃物を使わない作業台での軽作業など)。
- ② 木工房内の持ち込み道具・部材の残置について [1]
 - ・ 制作物の圧接や、工程により持ち帰りできない場合もあるので残置させてほしい。
- ③ 木工房内で作業可能な部材の考え方について [1]
 - ・ 木工製作に必要な樹脂や金属部材を細かく分けて使用制限するのは困難。機材を損傷することもあるため、工房職員が部材を見て都度判断でよいと思う。

- ④ 利用日数に上限を設けることについて [2]
 - ・ 賛成。当日空いていれば使えるようにしてはどうか。

- ⑤ 貸工房に供する日数のあり方 [0]
 - ・ ご意見なし

- ⑥ 施設内での販売行為について [1]
 - ・ 議案趣旨に賛同

- ⑦ 貸工房のあり方について [5]
 - ・ 安全配慮が行き過ぎの感がある。
 - ・ 安全に対する目配りがあり安心して作業できる。
 - ・ 厳しすぎるルールでは利用しにくくなる場合があるが、幅広い利用者が気持ちよく利用できる運営に最適なルール作りは必要。
 - ・ 危険が伴う工具もあるが、利用できれば自由度があがるので、使い方を教えてもらえるとよい。
 - ・ 職員が様子を見て、指導するその多寡は指導者の判断にお任せする。(安全第一)。指導の様子も、自分の発案による制作の様子も参考になる。
 - ・ ベテランの方も初心者も利用できる工房を望む。

(2) その他ご意見

- ① 議案内容は良い [1]
- ② 加工機械の利用者拡大に関する事 [5]
 - ・ 大型機械・大型加工機、または電動工具の講習会（有料）を開催し、受講を経て使えるようにしてほしい。
 - ・ 貸出用工具ボックス内の道具に不具合があった。始業点検の実施と確認チェックリスト作成など手順の確認が必要だと思う。[1]
 - ・ 3～4日かける充実した講習会の開催を希望 [1]
 - ・ ホームページに関する事 [2]
 - 予約状況の確認について。講習会情報の掲載について。
 - ・ 夜間作業充実のため貸し出しできる機会を増やしてほしい
ルーター、ビスケットカッター、スライド丸鋸[1]

以上

《木工房利用者意見交換会 議案》**① 木工房の昼休憩時間の設定について**

木工房の安全管理及び労働者としての職員労働環境の整備のため、日中利用時間の12時から13時までの間、工房内の作業を一斉に休止し、利用者と職員の昼休憩時間とすることを検討しております。

② 持ち込み道具・部材の木工房内残置について

木工房で使用する持ち込み道具・部材は、都度、持ち帰ることとし、原則残置しない運用にしたいと考えています。

③ 木工房内で作業可能な部材の考え方について

木工房内で作業できる部材のルールについて、運用において未整理部分がありました。作業の可否は素材によって判断するのではなく、作業内容と一体で整理していく必要があると考えています。

④ 木工房の利用日数に上限を設けることについて

貸工房において定員に達する場合があります。新規利用やお勤めの関係で申し込みが直近になる方にとって、利用が困難となるケースが度々あります。ひと月あたりの利用回数に上限を設ける等、こうした課題に対応できないか検討しております。

⑤ 木工房の貸出に供する日数のあり方

木工房では、貸工房以外にも講習会をさまざま開催しております。また、保守点検や職員の勤務シフトを理由として休館日も設けております。こうした状況を踏まえた上で、貸工房として確保すべき基本となる日数について、整理したいと考えています。

⑥ 施設内での販売行為について

工房の利用ルールは、札幌芸術の森運営の大元である都市公園条例に基づき規則や約款に定められております。このなかで手続きに依らない販売や営業行為を禁じておりますが、販売行為・営業行為の範囲や概念について、利用者の皆様と共有する必要があると考えています。

⑦ 木工房の貸工房としてのあり方について

貸工房において従事職員の主な業務は、安全な利用の管理と考えています。安全な利用の監督、加工機や工具の安全な利用のための作業の手ほどきについては業務の範囲と認めておりますが、特定利用者に注意を傾ける制作の指導は、貸工房における職員の業務から外しています。このことについて、ご利用の皆様がどのように感じられているかについて把握し、今後の工房運営の参考にしたいと考えています。

⑧ 技術講習会について

令和4年度から、大型製材機を活用する講習会を開催しています。趣旨は、講習による作品製作を通じて、木工房を利用する皆様に、加工機の安全な利用方法を再確認いただき、作業に必要な技術の維持向上を目指すものです。大型製材機を使う可能性のある利用者の方には必須で受講いただきたいと考えています。

アンケート用紙

ご記入日：令和5年 月 日

※各質問で、該当する回答番号を○で囲んでください。

質問1. ご回答者の年代

- ① 20歳未満 ② 20～30歳代 ③ 40～50歳代 ④ 60歳代 ⑤ 70歳代 ⑥ 80歳以上

質問2. 木工制作のご経験年数について

- ① 10年以上 ② 5年以上10年未満 ③ 2年以上5年未満 ④ 2年未満 ⑤ 経験なし

質問3. 木工房のご利用頻度について

- ① 毎週1回以上 ② 月に数回程度 ③ 月に1回以下 ④ 現在利用無し

④の方、よろしければ理由をご記入ください。

質問4. 芸術の森が提示する議案以外に、検討してほしいこと、ご意見がございましたら、お書きください。

質問5. 意見交換会への参加のご希望について

- ① 参加する

【ご氏名： 〇〇〇〇〇〇】

- ② 参加しない

ご協力ありがとうございました。

調査票は、同封の返信用封筒に入れて札幌芸術の森クラフト工房宛てに郵送にてご提出ください。

なお、このアンケート調査票にご記入いただきましたご意見、ご要望への個別の回答は致しませんので、ご了承ください。＜締切＞ 令和5年6月17日(土) 消印有効